

## 仕様書

### 1 委託業務名 JR幕張駅北口駅前広場キッチンカー実証実験業務委託

### 2 業務の目的

JR幕張駅北口では、駅前にあった既存のスーパーなどの小売店舗や飲食店が土地区画整理事業による移転によって閉店をしており、また、駅周辺街区の整備も完了していないため、一時的に商業施設が足りていない状況である。

そこで、本業務では、道路内空間を活用したキッチンカー等による移動販売の機会を提供することにより、道路（歩道）上の公共空間利活用の可能性を検討し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成（ウォーカブルの推進）によるJR幕張駅北口駅周辺の賑わい創出、駅前の利便性向上を図ると共に、また、今後の商業施設活性化に資する地域の需要等の基礎データを収集することを目的とする。

※この仕様書での「キッチンカー」は、キッチンカーを含めた屋台、露店等の飲食及び物販を提供する販売方法を示す。

### 3 実施箇所

千葉市花見川区幕張町6丁目地内

JR幕張駅北口駅前広場歩道の一部で、出店エリアは、別紙1出店エリア図で示す範囲内とする。

なお、電源1箇所・水道1箇所・汚水1箇所が使用できるが、関係手続きや使用料の支払いは受託者が責任を持って行うこと。

### 4 業務の内容

#### (1) キッチンカー出店事業者募集、許認可や関連法令遵守の確認

本業務の趣旨を踏まえ、委託者に出店募集計画を提案し承認を得られたら、キッチンカーや物販ブースなどの事業者募集を行う。

事業者募集にあたっては、以下の参画事業者要件を満たすものを適切に選定すること。また、キッチンカーの出店頻度は週5日を目指すように取り組むこと。

#### 【出店事業者要件】

##### 1) キッチンカーの場合

- ・ 当該箇所で営業を認める営業許可証を有するもの
- ・ 営業許可証の種類が自動車による飲食店営業であるもの
- ・ 食品衛生管理者又はそれに代わる資格を有するもの
- ・ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができるもの

##### 2) 飲食店の場合

- ・ 当該箇所営業を認める営業許可証を有するもの
- ・ 食品衛生管理者又はそれに代わる資格を有するもの
- ・ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができるもの

### 3) 物販の場合

- ・ 物販に必要な資格許可・届出を取得しているもの
- なお、出店禁止物品は以下のとおりとする。
- ・ 盗品、コピー品、偽ブランド品など法令に抵触するもの
  - ・ 医薬品、危険物、生き物など法令で規制されているもの
  - ・ ギャンブル性のあるもの

### 4) 共通

- ・ 酒類を提供する場合、取扱いに関する許可等を取得しているもの
- ・ PL 保険に加入しているもの
- ・ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないもの
- ・ 国税及び地方税を滞納していないもの
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下、「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う者でないもの。

## (2) キッチンカー出店にかかる日程調整及び運営管理

- ・ 出店事業者の出店希望に応じ、キッチンカーの出店について調整を行うこと。
- ・ 出店事業者の優先順位は、以下①～④の順とする。
  - ①移動スーパー販売 ②事業者所在地が千葉市内である者 ③飲食物 ④物販
 (※移動スーパーとは、トラックやワゴンなどに生鮮食料品や日用品等を積み込み、販売する形態の食料品店、日用品店のことを指す)
- ・ 滞留施設（イスやテーブル）を設置すること。
- ・ 出店場所の準備物品等については、受託者の責任と負担において確保すること。
- ・ 以下に記載された出店に係る条件を遵守すること。
  - 出店時間は7時～21時（準備・後片付け含む）とすること。
  - 視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないなど、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮すること。
  - 出店中は出店エリアに柵などを4隅に設置すること。
  - 酒類の提供は認めるが、運営状況を鑑み、委託者から酒類提供停止の指示があった場合は、とりやめること。
  - その他詳細は【別紙】（活用の条件）に記載された事項を遵守すること。

### (3) 情報発信・広報

ホームページやSNS等を活用した広報業務や、現地で実証実験の実施中であることがわかるようなロゴを作成し看板等による掲出を行うこと。また、看板には月毎の出店計画を表示すること。

(看板の想定 サイズ幅 1140mm 高さ 1400mm程度 2枚)

### (4) 売上額等の報告、アンケート調査

- ・ 受託者は、毎日の売り上げを集計し、毎月の売上実績を翌月報告するものとする。また、集計項目は、品名、売上額、時間帯を個別に作成することを想定しているが、詳細は委託者と協議して決めること。なお、収集したデータは本市が公表できるものとする。
- ・ 本業務にて実施するキッチンカー出店事業者及び利用者に対し、出店の都度アンケートを実施する。アンケート内容は委託者と協議して決めること。
- ・ キッチンカーの利用状況を確認するために、実証実験前及び実証実験期間中の毎月平日1日土日祝1日の月2回、出店中に実施エリア前を通過する歩行者とキッチンカー利用者の人数を計測し報告すること。

#### 【調査内容】

- ・ 調査地 JR 幕張駅北口駅前広場 1 地点
- ・ 調査時間 7 時～9 時、11 時～13 時、18 時～20 時
- ・ 調査対象 歩行者
- ・ 調査方法 時間、方向、行動（通過・購入・滞留の別）を分けて計測

### (5) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(5)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見まとめた報告書を作成して納品すること（ワードもしくはエクセルファイル及びA4縦の紙媒体、写真・映像データ）。

### (6) その他

- ア 本業務運営に係る事業者や地域住民等からの各種問合せに対し、受託者の責任において真摯に対応すること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- エ 委託期間内の道路占用料（土地の使用料）は無償とする。

## 5 委託期間 契約締結日から令和5年12月15日まで

実証実験期間は、令和5年7月下旬から4か月間とする。

## 6 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは、委託者と受託者の協議により決定する。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時、委託者に報告するとともに、定期的  
に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整  
を行うこと。
- (5) 受託者は、千葉市市長部局、消防局、病院局、行政委員会及び議会事務局にお  
ける障害を理由とする差別の解消の推進に係る対応要領に準じて、合理的配慮  
の提供を行うものとする。

対応要領は下記URLから確認すること。

[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/sabetsukais  
ho/documents/taiou-youryou.pdf](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/sabetsukais<br/>ho/documents/taiou-youryou.pdf)

【別紙】（活用の条件）

次に掲げる条件を遵守させるものとする。

- （１）道路の活用に当たっては、警察及び千葉市からの指示に従うこと。また、参加している期間中、市の指定する標章を歩行人等の見えやすい場所に表示すること。なお、市が実施に当たり調査が必要な場合は、実験中及び終了後に市が実施する調査に協力し、市の職員が店舗内に立ち入ることについて許諾すること。
- （２）道路法（昭和２７年法律第１８０号）、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）、屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）、千葉市屋外広告物条例（平成３年千葉市条例第６３号）、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成２２年千葉市条例第１００号）、千葉県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和３９年千葉県条例第３１号）及びその他法令に抵触しないこと。
- （３）道路区域の活用については、市が指定する範囲において自ら行うものとし、第三者に使用させないこと。
- （４）視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないなど、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮すること。また、活用時間中は活用範囲の４隅に柵を設置すること。
- （５）「千葉市新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店」への登録、「千葉県飲食店感染防止対策認証店／確認店」への登録、業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づく対策の実施など、感染拡大を防止する方法で行うこと。
- （６）活用する場所及びその周辺的美観保持に努め、活用時間中は必要に応じて清掃を行うとともに、活用時間終了時は必ず清掃を行うこと。また、道路や樹木等を損傷しないこと。なお、道路、工作物等にき損・汚損・消滅等があった場合、事業者の責任をもってその損害を賠償すること。
- （７）騒音や光害等に配慮し、近隣の店舗や市民との良好な関係を保つとともに、道路区域の活用で事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決すること。
- （８）活用期間並びに時間の終了時は、速やかに活用した場所を原状回復すること。また、活用時間終了時の片付けについては、参加店舗相互で確認をすること。

J R 幕張駅北口駅前広場キッチンカー実証実験業務委託

別紙1 出店エリア図

実施箇所4.5m × 30m程度

